

## 1 視覚障害について

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいい、視力障害、視野障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害などをいう。

視覚障害があることにより、学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等が生じる。生活では、慣れない場所において、物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気付くことや単独で移動すること、相手の意図や表情の変化を読み取ることが難しかったりすることがある。

## 2 視覚障害のある子供の教育的ニーズ

### (1) 早期からの教育的対応の重要性

視力は、出生後に発達するものであって、視機能に問題がなくても、見る経験が不十分であると視力は発達せずに見えにくい状態となる場合がある。また、視力の発達とともに、視知覚や視覚認知の機能についても発達していく。こうしたことから、見えない又は見えにくさのある乳幼児の場合は、視力が発達する生後から10歳頃までの安定する時期に、視機能や視覚認知機能の発達の状態について把握する必要がある。その上で、必要に応じて視力の発達やその発達を補う関わり、視知覚や視覚認知の機能等の状態を把握し促す支援をするなど、視力が安定するまでの時期における早期からの養育や教育が極めて重要である。

### (2) 教育的ニーズを整理するための観点

#### ① 視覚障害の状態等の把握

視覚障害のある子供の場合は、その起因疾患による障害の状態等が多様であるため、医療機関における検査結果や、標準化された検査の結果から状態の把握をするほか、次のような事項に留意しながら障害の情報を整理することが大切である。

視覚障害のある子供は、慣れた場所などの環境であると視覚からの情報でなく、これまでの経験から状況を判断することがあるため、教育相談室のような小さな部屋やプレイルーム等の大きな部屋、施設内の移動の仕方を含めて観察する必要がある。また、遊びの中で、物に対する顔の向きや距離、眼球の動き、おもちゃの受け渡しの際の手の動き、姿勢、音や素材に対する反応、人への要求などを観察する必要がある。

保有する視覚の活用状況として、使用する文字の選択、適切な文字教材（字体、文字サイズ、最小可読指標、行間・文字間隔等の条件）、眼鏡や遮光眼鏡等の習慣、アイパッチの活用状況、照明器具の使用を把握する必要がある。また、見えない又は見えにくいため視覚的な情報が入ってこないことから屋外での活動が消極的で単独行動が少なかったり、保護者が子供に必要な以上に行動を制限するなどの関わり方をしていたりすることもあるため、行動観察などを通して情緒面や社会性の発達についても把握することが必要である。

#### ② 視覚障害のある子供に対する特別な指導内容

視覚障害の要因は様々で、疾病によるもの、視機能の器質的な問題であるもの等がある。そのため、医学的側面から適切に視機能の状態を把握することはもとより、視機能の状態や程度に応じ、眼科及び視能訓練士、保護者と連携を密に行い、視覚活用の基礎技能（注視、注視点の移行、追視）等の指導を行うことが重要である。

また、視覚障害のある子供は、視覚による情報収集が困難なために、実態や具体的経験を伴わないまま、言葉による説明などの限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合がある。そのため、遊びや生活の中で、子供の気持ちや対象物の様子などを教師が言葉にしてみせるなどして情報を与えるなど、具体的な事物・事象や動作と言葉やその意味とを結びつけて捉えることができるよう意図的な働きかけが必要である。ほかにも、活動時間の確保や急激な環境変化を避けること等も大切である。

他者との関わりの面では、自分の顔を相手の声が聞こえてくる方向に向けるようにしたり、相手との距離、部屋の広さや状況に応じて声の大きさを調整したりするなどのコミュニケーションを図るための基本的な指導を行うことが大切である。

義務教育段階においては、遠用・近用の弱視レンズといった視覚補助具や、地図や資料を拡大するために、タブレット端末などを効果的に活用できるように指導することも大切である。

### ③ 視覚障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

明るさの確保や光の調節、段差に目印をつける等、校内での活動や移動に困難がないように校内環境を整備したり、災害時等に備えて避難経路に明確な目印や照明を設置したりする必要がある。視覚による情報が受容しにくいことを考慮し、状況等の丁寧な説明、活動時間の延長、観察時の触感覚の併用、体育等における安全確保など学習内容の変更・調整を行う。また、音声による説明資料、拡大コピー等の見えにくさに応じた教材及び情報の提供や、読み上げソフトウェアなどのICT機器を活用した情報の確保を図る。ほかにも、概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触るなどの学習を多く設けることも大切である。

加えて、眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、各圏域の点字図書館等の地域の資源の活用を図る。

## 3 視覚障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能

### (1) 特別支援学校（視覚障害）

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

(学校教育法施行令第22条の3)

特別支援学校（視覚障害）には、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されており一貫した教育が行われている。高等部（専攻科を含む）には、普通科のほかに、専門教育を主とする学科として保健医療科、理療科が設置されており特色ある職業教育が行われている。また、通学が困難な子供のために寄宿舎が設けられている。

自立活動として、感覚や聴覚などを効果的に活用できるようにする指導や、白杖による一人歩きの技能を身に付けるための指導、視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導や情報機器の活用技能を高めるための指導等が行われている。なお、点字を常用して学ぶ子供には、点字教科書を使用し、主として触覚や聴覚を活用した学習を行っている。他方、拡大した文字を含む普通の文字を使って学ぶ子供は、検定教科書若しくは文字等を拡大した拡大教科書（教科用特定図書）を使用し、主として視覚を活用した学習を行っている。

### (2) 小中学校等における学びの場

#### ① 通常の学級における指導

拡大教科書等を活用したり、照明や外からの光の入り方に配慮して教室内の座席の位置を検討したりする等の合理的配慮を含む必要な支援を受けることで、一斉での授業内容が分かり学習活動に参加できる場合には、通常の学級での学びを検討することになる。その場合、見えにくいということに引け目を感じ、学習や生活に積極的に取り組めないということがないように、安心して学習できる環境を作ることが大切である。

#### ② 通級による指導（弱視）

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

通常の学級に在籍しながら、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う必要がある場合は、通級による指導を検討することになる。通級指導教室では、視知覚や視機能の向上を図る学習や、地図やグラフ等の資料を効果的に読み取るための視覚補助具の活用方法を学習するなど、障害の状態に応じた自立活動を行うことが考えられる。なお、通級による指導の内容については、各教科の内容を取り扱う場合でも、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目指す指導であることに留意することが大切である。

なお、通級による指導の内容については、各教科の内容を取り扱う場合でも、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目指す指導であることに留意することが大切である。

#### ③ 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

通常の学級における合理的配慮を含む必要な支援を受けても、一斉の学習活動では困難が生じる教科が多くみられる場合には、弱視特別支援学級において視知覚や視機能の向上を図る学習や、視覚補助具の活用方法を学習するなどの障害の状態に応じた個々の特別な指導を行う必要がある。また、個々の特別な指導を系統的かつ継続的に行いながら、各教科と特別な指導を関連付けた個別指導を検討することが考えられる。

## 【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（視覚障害）

以下の資料は、視覚障害のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの視点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Ⅰを参照のこと。

1 視覚障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 視覚障害の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	<b>障害に関する基礎的な情報の把握</b>	
	既往・生育歴	
	視覚障害の状態 現在使用中の補装具等	
心理学的・ 教育的側面	<b>発達の状態等に関すること</b>	
	身体健康と安全	
	保有する視覚の活用状況	
	基本的な生活習慣の形成	
	運動・動作	
	感覚機能の発達	
	知能の発達	
	意思の相互伝達能力	
	情緒の安定	
	社会性の発達	
	<b>本人の障害の状態等に関すること</b>	
	障害の理解	
	障害による学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	自立への意欲	
	対人関係	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	<b>諸検査等の実施及び留意点</b>	
	個別検査の種類	
	検査実施上の工夫等	
検査結果の評価		
発達検査		
行動観察		
認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報		
<b>② 視覚障害のある子供に対する特別な指導内容</b>		
視機能の発達を促す		
的確な概念形成と言葉の活用		
状況の理解と変化への対応や他者の意図や感情の理解		
保有する視機能の活用と向上を図ること		
認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること		
感覚の補助及び代行手段の活用に関すること		
状況に応じたコミュニケーションに関すること		
身体の移動能力に関すること		

③ 視覚障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
	c 心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	
	(イ) 発達障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ) 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	特別支援学校（視覚障害）の状況	
	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		